
令和6年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和6年9月13日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和6年9月13日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	今村 桂子
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	係長	吉開 英
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教 育 長	猪股 清貴	総務課長	諸石 豊
公園緑地課長	世利 昌信	こども家庭課長	吉川 聡士
地域振興課長	平山 幸治	都市整備課長	中牟田 健

福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
ま ち づ く り 課 長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。今日は一般質問でございますけども、今日はたくさんの方が傍聴に来られております。どうか最後までお付き合いのほどよろしく願いいたします。それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議員申し合わせにより一問一答方式で行います。質問時間は答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） おはようございます。7番、川口満浩です。

通告に従いまして、新たな公園に向けた整備計画はについて質問をさせていただきます。

佐谷の須恵町運動公園若杉の森が開園して二十数年となります。その間、野球、サッカー、ファミリーカイト、また休息の場として多くの町民が利用し、憩いの場となっています。

新原地区に新たに建設予定の、仮称ではございますが、ふれあい公園は若杉の森の広さに次ぐ新たな公園となり、ちなみに須恵町で一番広い公園が皿山公園で14ヘクタール、1万4,000平方メートルの広さを有しているそうです。

戻りますが、新たな公園は、近隣行政区に関わらず町民が待ち望んでいる多目的公園であります。誰もが安全・安心で快適に過ごし、身近な交流の場、憩いの場として公園の整備を進めてもらいたいものです。

令和3年6月定例議会の同僚議員による一般質問の回答において、町長は町民へのメッセージとして思いを伝えられています。しかし、新型コロナによる影響、財政状況、財政事情、住宅開発となかなか進まなかったのも現状であります。公園整備の凍結から4年半の歳月が経過しています。また、今年度から公園緑地課が新設されています。そこで、新たな公園に向けた整備計画について伺いいたします。

1つ目に、ふれあい公園の整備事業については、平成25年から塵芥処理場跡の公園整備に向けて、測量設計及び関係機関との協議等を行い事業を進め、令和2年に盛土の造成工事まで終了をしています。現在、許可を得て一部の方が使用していますが、今後、公園整備していくお考えに変わりはないのかお聞きします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） おはようございます。それでは、ただいまの質問に従いましてお答えしていきたいと思っております。

まず、ふれあい公園の整備につきましてですが、山の神グラウンドに町立アザレア幼稚園の建設がなされたことにより、山の神グラウンドの代替地として、新原区内の塵芥処理場跡地に平成25年度から公園整備に向けて造成工事を進めておりました。ところが、令和2年度当初にコロナ禍による財政悪化の懸念により中断、続く令和3年度、4年度と引き続き中断していたところでございます。その間、町長報告、一般質問等により経過報告させていただいているところもございまして、そのところは割愛させていただいて、今回は、それ以降の状況について質問に沿ってお答えさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、今後、公園整備していく考えに変わりはないかという御質問です。

令和2年度当初予算では、事務所管課であるまちづくり課にて、実施設計業務委託費を計上し事業を進めておりましたが、先ほど申しましたとおり、コロナ禍に見舞われて中断しているところでございます。ようやくコロナが収束したこともあり、このふれあい公園の完成を大きな目標、目的の一つとして、公園整備に専念するよう本年4月から公園緑地課が設置されました。公園整備を推進する考えは、以前と全く変わりません。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 公園整備を行うことに依然として変わりはないということの御回答でございますので、冒頭にも申し上げましたが、同僚議員による一般質問の回答で、当時の整備計画として親子ふれあい広場、駐車場、その周辺を園路整備し、遊具としてはトリム遊具、健康遊具については周辺に設置する予定とした内容の回答で、すばらしい計画を立てられていたようです。安全面を含め、このような理解でよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） ただいまの質問の中で、令和3年6月に回答した内容だと思えますけれども、ベースとしては多目的公園、それから親子ふれあい広場、それから周回の道路、そちらのほうをベースとして、できる限りそういった考えの下に、今後、設計のほうを進めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 以前の考え方、方向性を重視するということだと思います。

次の質問に移りますが、この公園整備事業に関して、現在、事業ストップしているわけではございますが、今年度、当然予算は上がっていないわけなんですけれども、事業の今妨げになっているということはあるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） ただいまの御質問、事業の妨げになっていることはないかということでございます。妨げということではございませんが、令和4年度の末頃より、ＪＲの新原駅裏、大福池のふちで５ヘクタール弱の大規模な宅地分譲開発計画が具体化してきました。その中で、開発区域内道路として、宇美町のＪＲ大名坂踏切付近から、ふれあい公園の計画上の進入路となる箇所を結ぶ道路が計画されています。この道路が完成すれば、町道新原・新生線のバイパスの役割を果たし、長年の懸案事項である新原駅前箇所の渋滞解消、歩行者の安全を確保することとなります。

ところが、この道路の経路はふれあい公園に隣接し、公園の進入路に重複するなどかなりの部分が公園に関与するため、公園の実施計画着手はこの道路の位置、高さ等の詳細が確定してからになります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（７番 川口 満浩） 当時はコロナのこともあって、その後、感染症法上５類に下がったと、それと、今、お話がありましたように住宅開発、これは歩道を含めた９メートルの道路事情とか公園、その辺は住民のほうに説明等々はありましたので、現状かなり進んでいるのではないかと思います。ある程度、皆さんも把握されている面もあるかと思いますし、確定している面も出てきていると思いますので、その辺が分かれば早期に取りかかっていたきたいなというふうに思うところであります。

そもそもふれあい公園は、当初の段階で町民に対して公園整備事業の計画等の説明がなされておりまして、この計画等変更の中止の件については、その都度、区長へ口頭で伝えてあると、もっと町民のほうにも伝えるべきではなかったかなと思うんですけども、それを踏まえて、町民の方に対して状況報告や説明、これを行う機会を設けていただける考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） これは３番目の質問に回答するという形でよろしいでしょうか。では、質問に答えさせていただきます。

ただいま申されました状況報告だけでは、住民の方に集まっていたいで説明会等は考えてございません。設計が完了しレイアウトが示せるようになれば、地元説明会を開きたいと考えております。

また、先ほど申されましたように、今後も何か状況に変化があれば、適宜地元区長さんに報告をさせていただきますし、先ほど説明した内容、開発の内容ですけども、こちらの内容については、本年２月に地元での開発説明会において、町のほうから状況のほうを報告させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） ぜひともその説明会、話が進めば、計画がそこでも進めば開催していただきたいと思います。

これは須恵町の公園でもありますので、個人的には区長会とかそういう機会のときにこういう説明をするという機会を設けてもいいのではないかと思いますので、そこら辺も受け止めていただきたいと思います。

設けていただきたいのが、結局、計画が4年半も空いて頓挫している状況でもありますので、何か設計なり進めば状況報告とか説明の機会を早期に開いていただいて、その機会のときでもいいですけど、次の質問ですが、公園整備工事の設計管理体制など計画が進めば、議員、町民の声としてアイデア、アンケートを取り、その一部を反映させる、このようなお考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） お答えいたします。

このふれあい公園が立地します場所につきましては、塵芥処理場跡地であること、また、高速道路に隣接するなどのもろもろの制約を受けるところでございますし、先ほど申しました新設道路も隣接する関係上、設計に関しては行政のほうで行いたいと考えております。設計に関しては、住民の方の聴取等は考えておりませんが、完成予想図ができれば、広報やホームページ上にお示ししたいと考えております。

また、先ほど申しました説明会等で意見等が出れば、考慮に入れさせていただきたいと考えております。

それから、今、申されました議会等、それから区長会等の説明でございますけれども、議会に関しましては、当然、これから予算等も上げなければいけない時期が来ますので、お諮りすることは今から多々あると思いますので、その都度説明させていただきますし、区長会におきましても、それなりのお示しできる図面等ができましたら、経過報告といいますか、説明のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） ぜひとも進めていただきたいと思いますし、町民の声を取り入れた公園、そういう公園づくりもよいのではないかなというふうに私は考えるところであります。

現在の公園は昔と異なり、今、新原のほうで、先ほど住宅開発ということをちょっと話されましたけども、2月に説明があつて、そのときに、当然そこにも公園はあるんですけども、その公

園の図面に通常のブランコとか鉄棒とか滑り台とかは従来のものしかなくて、そのときも地域の方からこんなものは要らないよと、もう時代は変わっているんだからというふうな声が出ていたものですから、現在の公園というのは昔と異なり、時代の変化や多様化するニーズに対応する必要があるようです。

環境基盤である緑と居心地がよく、誰もが安全・安心で快適に過ごせるオープンスペースの確保が求められているようです。アイデアを出し合って取り組んでいただきたいなというふうに考えるところであります。

最後の質問ですが、第7次須恵町総合計画基本構想では、町民アンケートが実施され、住み続けるために重要視する項目で、子育て世帯は公園・緑地を重視する傾向が見られます。満足度、重要度の分析では、子どもが遊べ、日常の健康づくりに使える身近な公園の整備や公園内やトイレ等のバリアフリー化の優先度が高くなっているという分析結果が公表されております。

ふれあい公園も若杉の森、皿山公園同様、須恵町の憩いの公園にしたいものですが、かなりの費用がかかると思われます。

5番目の質問ですが、厳しい財政状況の中です。優先順位はありますが、いつ頃からか取り組むことができるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 世利公園緑地課長。

○公園緑地課長（世利 昌信） それでは、公園の整備について、いつ頃から取り組むことができるのかということですが、先ほどから申しましておりますように、担当課といたしましては、先ほど申しましたように、開発道路のめどが立てば即実施設計に着手したいというふうに考えております。なお、設計が終わった後の施工に関しては、施工期間はおおむね2年ほどかかるのではないかとこのように考えております。

また、先ほど議員がおっしゃってました緑とかオープンスペースとかいう言葉ですが、当然、都市公園法とか都市緑化法とかがありますので、そちらのほうの公園設計指針に沿って、設計に入ればそこを考慮しながら設計のほうが進んでいくように考えております。

かといって、緑、緑と出てきますけども、限られた面積でございますので、あまりにも緑を重視してしまいますと、緑に覆われてしまって遊ぶスペースがなくなるのではないかと思いますので、その辺のバランスも考慮しながら設計のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この新原の多目的に開発している公園について、内容については、今、課長が言ったとおりなんですけれども、総称して、この新原の公園、これについては、当時、焼却場があった段階から、新原の日の出組合の方々から、もしなくなったとき、移転したときは公共

性の高い、みんなが利便性の高いものを造ってくれんかということも要望があっていたんです。

それと、まちづくりの中で、要するにアザレア幼稚園を建てる場所がなかったということで、山の神のほうのグラウンドで、あちらの行政区に集まっていたいて、ここに建てたいと。その代替として、こういった形で公園を造るんだということで、前任の町長が約束された項目でございます。

ですから、この公園を建設までちょっと長くなってますけども、造らないということじゃないんです。さっきから、るる担当課長が言ったように、基本計画に入ったらコロナが始まったとか、それと、実際あそこは制約があって、町民の皆さんが喜んでもらう公園にするためにはちょっとした知恵も必要で、そうこうする中で新原区の大型開発が起きてきたと。この中で、私のほうから開発部局、そして上下水道、いろんな担当課に言ったのが、もともと新原区のほうから入っていた道路の問題。これについても私のほうから言明したのが、9メートル道路がないと開発を下ろさんと。そうすることによって、新原の町民の方々、児童、生徒の皆さんの安全確保をやりたいたいということで現在まで至ったわけです。

その中で、川口議員がおっしゃる内容には、前から説明した内容をお尋ねになっている内容でございますので、きちんとやっていきます。ただ、いつ造るというのが、まず公園というよりも新原区の優位性を考えると、開発の中できちんとした道路を造らせると。それをバックアップした上で、その上で公園の設計を再編し直す必要がありますので、もうしばらく待っていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 改めて町長のほうからそういうお言葉をいただきまして、以前、同僚議員が質問したときも、そういう喜んでもらえる公園を造りたいんだというふうに示されてありましたが、改めてそういう思いを伝えていただいたということに大きな意味があるんじゃないかと思います。

このふれあい公園が居心地がよく、歩きたくなる町の一つとして、須恵町の一翼を担えばというふうに私は思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これで、川口満浩君の一般質問を終結します。

終わります。終結しますということです。御苦労さんでした。

○議長（松山 力弥） 続きまして、6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 6番、稲永辰己でございます。通告書に従い質問いたします。

命を守るAEDの設置状況はということについて伺いたいと思います。

AEDの機械のことについては皆さん御存じだと思いますので、機械の説明は割愛させていただきたいと思います。

AEDは、心肺停止状態になられた方の救急車が到着するまでの救急医療ということを行うものです。それで、須恵町では自主防災組織の設立や防災備品庫の設置など、防災についての対策は進んでいると思います。しかしながら、命を守るための環境整備についてはいかがでしょうか。現在建設中の中部防災センターに自動体外式除細動器（AED）の設置はないとのことでした。

そこで、命を守るAEDの設置状況について伺います。

令和3年度にAEDを購入してあります。これは更新時期が来たので購入されたものと思いますが、購入したAEDの保守点検や作動確認等は行ってありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今、議員のほうから若干説明がありましたが、既に皆さん御承知のことと思いますが、まず最初にAEDについて簡単に説明差し上げた後に、各質問にお答えさせていただきたいと思います。

AEDとは、Automated External Defibrillatorの略称で、日本語では自動体外式除細動器といいます。除細動とは、不静脈などによって心臓がけいれんしている状態に対して電気ショックを行い、心臓を正常な動作に戻すことを指します。よく止まった心臓を電気ショックで動かすものと誤解されがちでございますが、正しくはけいれんした心臓を電気ショックで一時停止させ、通常の拍動に再開を促すものでございます。

この除細動を一般住民、非医療従事者でも簡単に使用できるようにした機器がAEDとなります。音声ガイダンスによる指示や電気ショックが必要かの判断もAEDが行いますので、医療従事者がいなくても適切な救命措置が行えるものでございます。

それでは、御質問の保守点検や動作確認についてでございますが、AEDは試験使用ができない構造のため、メーカーが定めた使用期限に基づいてパッドやバッテリー交換等の保守点検を実施しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） これをお尋ねしたのが、どこでそういうことが起きたというのはちょっと記憶しておりませんが、実際に消防署員の方がAEDを使ったときに作動しなかったという事案があったということで、それは多分バッテリー切れとかそういうことだったんだろうと思いますけど、その点については町のほうでちゃんと保守点検をされてあるということですので、大丈夫かなと思いました。

続きまして、購入時にAEDの設置基準や機種を選定する上で使用基準等はありませんでしたでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） すみません、2問目の質問の前に、作動しなかったという報告があったということですが、すみません、場所について確認したいんですが。町内であったかどうか。

○議長（松山 力弥） 反問権でございますけれども、許可いたします。稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 町内ではございません。何かの報告書の中にそういうことが書いてあったのを記憶しておるということで、事案としてそういうことがあったのかなというふうに理解しております。

○議長（松山 力弥） この件はよろしいですね。

○総務課長（諸石 豊） はい。ちなみに須恵町ではそういった事案は行っていないというふうに、今のところは確認しております。

それでは次の質問でございます。

AEDの設置基準や機種を選定する上での使用基準はということでございます。一般財団法人日本救急医療財団作成のガイドラインによりますと、AEDの設置が推奨される施設の具体例としまして、駅、空港、長距離バスターミナル、高速道路のサービスエリア、道の駅、それから旅客機、長距離列車、長距離旅客船等の長距離輸送機関、スポーツジム及びスポーツ関連施設、デパート、スーパーマーケット、飲食店などを含む大規模な商業施設、多数集客施設、それから、市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設、交番、消防署等、高齢者のための介護福祉施設、学校、会社、工場、作業場、遊興施設、大規模なホテル、コンベンションセンターなどになります。

使用基準につきましては、AEDが医療機器であるため、心停止事案に関しては、AEDの動作指示に従って使用することになっております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） AEDの使用基準のところなんですけれども、気になったのが、寒冷地仕様というのが、結構AEDが金額が高いというふうに聞いたんです。ですから、いろんなメーカーとかがAEDを作られてあると思うんですけれども、その中で須恵町に合うような、気候に合うような基準でされているのかなということをちょっと気になったもので、使用基準ということでちょっとお尋ねをしたところでございます。

続きまして、3の須恵町のホームページ上で確認できるAEDの設置場所は公共施設の12か

所のみですが、高校や幼稚園、民間などを含めると、かなりのAEDが設置されているようです。須恵町におけるAED設置情報をマップに落とし込むなど、町民が分かりやすく閲覧できるシステムづくりの考えはありますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 医療機器であるAEDは、適正な管理、点検が必要条件であるため、町が管理していないAEDまで現在のホームページ上の地図に落とし込むことは考えておりませんが、既に厚生労働省において一般財団法人日本緊急医療財団に対して、全国のAED設置状況を分かりやすく公開することを促し、同財団が全国AEDマップを公開しております。須恵町としましては、全国AEDマップの利用を周知することがよい方法であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 一応私の考えとしましては、須恵町のホームページ上にそれがリンクできるような形を取っていただければいいのかなと思いますし、これはもう次の質問に入ってしまうようなことなんですけれども、ホームページでAEDの設置場所ということで町のホームページを検索しますと、町内のAEDの設置場所について、AEDとは、心室細動という致命的な不整脈による突然の心肺停止状態になった心臓に対し電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。心肺停止状態はいつでもどこでも起こる可能性があります。体育の授業中やスポーツの最中に大切な友人やチームメイトが倒れるかもしれません。町内各所にAEDを設置していますので、ぜひ御活用くださいというふうな文言で紹介されてあります。

ここで私が言いたいのが、心肺停止状態はいつでもどこでも起こり得る可能性があるということで、そういったものが町内各地に設置していますということで紹介してあるところを考えますと、やはり須恵町のホームページ上に設置されているところを、町民の方がどこに置いてあるというのが分かるようにしていただけるのがいいのかなというふうに感じております。

次に、災害から身を守ることや大切な命を救うための訓練や講習は重要と考えますが、自主防災組織において格差があるように感じます。自主防災組織間で共通認識としての情報共有は行っていますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 日本におきましては、2004年7月に一般住民へのAED使用が認められて20年が経っております。須恵町の自主防災組織が結成される15年ほど前のことになりますが、この間に各地域や職域で日赤や消防署員指導の下、AED講習が行われております。

須恵町におきましても自主防災組織の事業やコミュニティー事業として、今も不定期ではあり

ますが、地元南部消防署に指導をいただき、訓練用ＡＥＤを使用して訓練をしております。その中でリーダーシップを発揮して事業を実施していらっしゃるのが自主防災組織の会長さんであったり、行政区長さんであったりしますので、その都度情報交換はされておりますが、ＡＥＤの情報交換、共有についてはこちらのほうでは把握はしておりません。

参考までですが、今は自動車運転免許取得の際に義務づけられている応急救護講習の項目の中にもＡＥＤ講習が含まれているということです。このことからしますと、正確な数字は把握しておりませんが、ＡＥＤが一般に使用できるようになった２０年前からしますと、ＡＥＤ講習、訓練の経験者は毎年増えているものと判断しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（６番 稲永 辰己） 一応、自主防災組織間での共通認識としての情報共有ということで、組織間で格差があるかなという印象を受けます。私が言いたかったのが、ＡＥＤは突然倒れた人を救える応急処置として最も有効と考えますが、いざ目の前でそのような状況が発生したときに、ＡＥＤがあっても使えないとなると本末転倒でございます。

また、ＡＥＤは胸に直接パッドを貼って使用するものなので、衣服を脱がす必要があり、女性の傷病者に対し使用をためらう男性もおられるとのことで、ＡＥＤとセットで三角巾をセットで準備されている自治体があるようです。そういったことを含めて、情報共有というのを行っていただければ、誰でも使えるＡＥＤになるのではないかというふうに考えております。

続きまして、町内にある２４時間営業のコンビニエンスストア等のＡＥＤ設置状況について伺います。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） コンビニエンスストア等のＡＥＤ設置状況は、こちらのほうで把握はしておりません。先ほど説明しました日本緊急医療財団の全国ＡＥＤマップのほうにも記載がない状況でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（６番 稲永 辰己） これをお尋ねした理由は、中嶋町政のときに、田ノ上議員がＡＥＤのことについて質問された経緯がございまして、回答としまして、ＡＥＤをコンビニに置いていただくことが可能かどうか、幾つものコンビニ会社があるわけでございますので、それらに対し打診をしていきたいというふうに思っております。施設が夜間とか土日は閉まっております、さっと行けない状況でありますので、コンビニが一番いいのかなと。だから、コンビニは今までのコンビニだけじゃない新しいコンビニの機能というのが出てくるのではなかろうかと思ってお

ります。これについては、コンビニのほうに働きかけをしていきたいと思いますという回答でございましたので、実際にされたのかなということで、コンビニエンスストアの経営者の方にお尋ねに行って回答をもらったのが、社会貢献のために自己負担でＡＥＤをつけるのはちょっと難しいという回答がありました。

何でこれを言いたいかというと、先ほどのホームページに載っていました「いつでもどこでも」の「いつでも」の部分にかかる部分が２４時間営業の店舗になるのではないかなというふうに考えております。ですので、１件、２４時間営業店舗に置いてあるところも確認してまいりました。トライアルさんにはＡＥＤが設置してあります。あとはちょっと確認ができておりませんが、そういったところで、町のほうでもそういった情報の把握というのををしていただければなというふうに考えております。

次に、地域防災と救急救命は次元が違うのかもしれませんが、公共施設にＡＥＤを設置された経緯があるように、避難所としての機能を有し、町民の交流の場である公民館等や２４時間営業店舗に命を救うためのＡＥＤの設置の考えはありますか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 町としましては、先ほど説明しました目安となるガイドラインに沿った施設への設置は完了していると考えております。比較的規模の大きな中央公民館であるアザレアホール須恵には設置をしております。

それから、過去にコンビニエンスストアへＡＥＤの設置について打診をした経緯はございますが、思うような協力を得られず、企業努力に委ねるしかない面があるというふうに認識をしております。

各行政区の公民館につきましては、閉館している時間が多いため、これまでに歴代の区長様の中には検討していただいた経緯はあるようですが、設置には至っていないようでございます。今後、公民館にＡＥＤを設置希望の行政区等があれば、自主防災の補助金や分館助成金を有効に活用していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 稲永辰己君。

○議員（６番 稲永 辰己） もしできることでありましたら、行政の公共施設にＡＥＤを設置して、実際設置してありますので、行政のほうから２４時間営業店舗に貸与というような形でＡＥＤの設置をお願いできたらと思います。

なぜかといいますと、１台３０万円、１回使えば終わり、５年ごとに更新していかないとけないというふうなことを聞いておりますので、そういったことの個人負担はかなりきついのかないというふうに印象を持ちました。それで、個人負担というのは結構経営者としてはきついよとい

うことで意見を聞いておりますので、そういったところを含めて、AEDの設置というのをやっていただきたいなというふうに思います。

命を守るAEDのことを一人でも多くの町民が知っていただける情報発信や、AEDを扱えるための講習、訓練の実施を切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） これで、稲永辰己君の一般質問を終結します。お疲れさんです。

○議長（松山 力弥） 続きまして、11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 11番、今村桂子です。通告に従い、子ども発達相談の取組はとの質問をさせていただきます。

療育については、白水議員、川原議員が先般質問をされましたが、今回は療育の中の子ども発達相談の取組について主に質問をさせていただきます。

子ども発達相談室については、2年前に議会広報で取材に行かせていただいた経緯がございます。須恵町は早くから療育に取り組んでこられ、いち早くことばの教室をスタートし、平成13年には須恵町子ども発達相談事業を開始されています。その後、ことばの教室を統合、令和4年度より須恵中学校に移転をされております。

現在、小中学校の特別支援学級は年々増加傾向にありますが、その中には早期に療育に取り組むことが重要な事例もあります。そこで、就学前の子ども発達相談について、質問要旨1、2と一緒に質問させていただきます。

療育が必要な子どもをどのような事業で支援につなげていますか、また、相談にはどのくらいの人が訪れていますか、健診などから支援につながれた人数をお聞きします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） お答えします。

まず、須恵町の発達相談について御説明したいというふうに思います。

須恵町におきましては、未就学のお子さんの言葉に関する悩みや情緒面、発達面に関する御心配をお持ちの方に対しまして、子ども発達相談室にて相談を受けることができます。スタッフは臨床心理士や言語聴覚士等の資格を持った専門スタッフで、お子さんの特徴や状況に応じまして検査の実施や療育訓練を受けることができます。

発達相談につながる機会がある事業につきましては、主に1歳6か月児健診、それから3歳児健診、巡回発達相談と窓口相談がございます。

令和5年度の実績といたしまして、3歳児健診の受診件数が年間で250件ございまして、その健診時に行っています臨床心理士による何でも相談において、発達の相談をされた件数が45件ございました。巡回発達相談は町内6園を保健師、臨床心理士、療育指導員が訪問いたし

まして、園児の相談を受けておるということです。その発達相談が３８件ございました。町の療育に新規につながった件数は３３件ということでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） １歳児半と３歳児健診、巡回とかいろいろな面でたくさんの子どもたちを支援につなげてあるなということを感じました。

そんな中で、巡回発達相談についてお聞きをいたします。

巡回発達相談は、町内の保育園、幼稚園、幼児園などを巡回して、事前に園から提出された気になっている子どもの様子を観察したり、発達相談後や３歳児健診後の経過観察時などの経過観察や関わり方の検討を行っております。

午前は保育の様子を観察し、午後は担任の先生とのカンファレンスを行い、詳しい観察、検査、相談の必要性がある子どもに対しては、園より保護者へ発達相談の紹介をしてもらうことになりました。

先ほどる説明をしていただきましたが、町営のときは連携を密に取りスムーズに行われていました。２園の幼児園が民営化されましたが、その後、巡回発達相談はスムーズに行われていいますか、質問いたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 御説明ありがとうございます。巡回発達相談ですけれども、民営化された２園もこれまでどおり継続して実施をしております。

それから、園には事前に要望などそういったものを確認しまして、円滑に事業が進められるよう行っておるということでございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（１１番 今村 桂子） 民営化された後もスムーズに行われているということで安心をいたしました。

次に、療育事業についてお聞きをいたします。

療育事業の現状、定員、通所の人数、１人当たりの時間・回数、先生の資格と人数などについてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 療育事業の定員は９０名で、８月末の通所の人数は７１名でございます。

１人当たりの時間は９０分程度で、月に２回から３回行っております。

療育スタッフについてですけれども、スタッフは言語聴覚士、作業療法士、特別支援学校教諭、

幼稚園教諭等の資格を有しておりまして、職員1名、会計年度任用職員のフルタイム2名、パートタイム6名で療育事業を行っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 資格を持った先生たちがいらっしゃるということで大変安心をしております。

療育事業ではどのようなことを行っているか、お聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 療育事業につきましては、臨床心理士による面談を経まして、1対1の個別療育を行っております。日々の生活がより過ごしやすくなるよう、それぞれの課題に合った支援を行っております。

また、グループ療育といたしまして小集団、小さな集団での活動で成功体験を積み、幼稚園、保育園等への適応を促しておるということです。

療育内容につきましては、感覚統合療法を基に運動、言語、コミュニケーション、社会性、集団適応など様々な方法がございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 療育事業が進むことで、子どもたちがいい方向に導かれているんだろうと思っております。

令和5年度決算の事務事業分析検証報告書において、療育指導の枠が限られるため、その枠に入れない児童もいる。児童発達支援事業所との併用者は、発達相談の療育指導ではなく自発のほうへ行っていていただくなど、できるだけ多くの人が発達相談の療育を受けられるよう工夫しているところである。施設整備や指導員の増加ができれば、さらに充実できると考えるというふうに報告をされております。

先ほどお話しされましたように、枠が90名ということでございますが、待機の状況についてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 待機の状況でございますけれども、臨床心理士によります相談、こちらについては少しお待ちいただくことがあるということです。

今年度につきましては、療育のほうは待機はございません。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 待機がなくなっているということで理解をいたしましたが、臨床心理士の先生に対しては数名が待機で指導を待っているということで理解をいたしました。

町の広報紙に資格を持った先生の募集が出ておりました。これは先生が足りないということだ

と思っておりますが、今後の先生の補充対策についてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） 今後の補充対策ということで、現在、年度途中に退職による欠員が出ておまして、確かに1名募集中ではございます。ぜひ募集していただきたいなというふうには思っております。

現在の定員と指導者数で運営のバランスを取って行っておりますので、今後につきましては、状況によってバランスを取りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 補充ができるまではちょっと大変な状況であるとは思いますが、今、言われましたようにバランスを取って運営しているということですので、少し大変ですけど頑張ってくださいなと思っております。

また、待機している子どもの民間へつなぐ流れを質問に出しておりました。現在、待機している子どもはいないとの答弁がありましたが、志免町にある民間の事業所に行かれています方もいると思います。現在、民間へはつながっていないのかをお聞きいたします。流れ等がありましたらその辺もお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） この相談室に相談を受けた場合、この場合は保護者の要望に応えられるように、うちの町の療育を受けることもあれば、民間の児童発達支援施設、そういったところにも御紹介という形でつないでおるという状況でございます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 相談において、その子どもさんに合った状況の場所につないでいるということで理解いたしました。

須恵町の療育事業については、資格を持った素晴らしい先生たちがしっかりと対応していただき、大変評判がいいと聞いております。町営のよさが生きているところだと思います。糟屋郡の中でも民間委託をするところが増えてきておりますが、町長は民間委託については考えていらっしゃらないですね。その辺、須恵町の療育事業の民間委託の可能性についてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 吉川こども家庭課長。

○こども家庭課長（吉川 聡士） お褒めいただきありがとうございます。現在の須恵町の発達相談室、こちら先ほど言っていましたけれども、言語聴覚士、作業療法士等の有資格者で構成された実践経験豊富なスペシャリスト集団で運営しております。

民営化ということですが、民営化によりましてよい面があるかもしれませんが、一方で

営利目的によるサービスの低下、質の低下ということも考えられますので、現在のところ民営化ということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回のお尋ねについては、発達相談とそれと療育事業の中身についてのお尋ねということで担当課長がお答えしたんですけども、今日は傍聴者の方々もいらっしゃいますから、発達相談そして療育と言われてもなかなか分かりにくいと思うんですけども、そこに至った流れを御説明したいんですけども、約もう30年近くなるんですけども、25、6年前ですか、私が福祉課長になって1年目のときにあったのは、ことばの教室です。聴覚障害者、それと吃音障害を持っているお子様方をあおば会館の2階のしばらく将棋クラブが使っていた研修室があるんです。そこで先生がやってたということです。

その中で、福祉課長をやっていて、今の療育の体制にするきっかけになったのが、福祉課長をやっているときに、お子様と保護者にとって一番最初の大きな難関が就学指導委員会であります。保育所、幼稚園を卒園する前に保育所の先生、あるいは幼稚園の先生、療育の先生、それと担当課長、学校が集まって、そのお子さんが通常学級に通えるのか通えないのか、養護学校なのか、特別支援学級なのか、通級教室なのかを判断するわけです。

そのシステムが、要するに行政内部でやっていたんですけども、専門家の意見というのはほとんどなかったんです。その中で、その当時、私、課長をしていた段階で、これはいかんと。保育所、幼稚園も含めて、やはり担任の先生、そして園長、それと担当課長あたりが、やっぱり通っていたらっしゃるお子さんにとって何がベストなのかというのを判断する中で、これは保健師を入れた形できちんと各園を回らせて、3歳までは、そのお子さん方がどういったタイプのお子さんなのかというのは分からないんです。多動であったりとか吃音があったりとか、自傷行為をするとかいろいろあるんですけども、だからといってそれが障害とは一概には判断できない。そういったことを発達相談の中で保護者の方々とコミュニケーションを取って、まず医療機関についていくと。

これも非常に最初は、課長をやっていてハードルが高かったんですけども、各園を回って保護者の方と会って、3歳前です。3歳ぐらいになったときに医療機関に行きませんか、激怒なさるんです。うちの子はまともやと。そこから始まっているんです。

発達相談は保健師が行きます。実際は保護者と話すのは担当課長が話し合って、実際、僕が言ってるのは、お父さん、お母さん、あなたたちはそれでいいとや。何もなかったらいいじゃないですかと。ただ1回目のハードルが保育所や幼稚園を卒業するときに来るんです。就学指導委員会と。それまで2年間あるんだと。その間に医療機関につないで、うちの保健師とか先生た

ちと話しながら、どこの学校に行きたいかという判断をやったほうがよくないですかということ
で起こしたのが発達相談。

その中で、明らかにいろんなパターンの障害を持っていらっしゃる方が出てくる。その当時は
なかったんですけども、小学校に上がった段階で療育、ことばの教室から発達相談、そして療育
をつくっていこうと。その中で、私がスタッフに言っていたのが、グレーを黒にするなど。その
判断は行政がやるんじゃない。医療機関の先生がやるんだと。そこまでやった上で就学指導委員
会にかけて、そのお子さんにとって何がベストなのかを判断していくんだと。

その上で養護学校と判定が出るときもあります。それでも、私、それから福祉課長から教育課
長になって教育長になっていったんですけども、その段階でも、なるべくその御家族が求められ
る体制をつくるために療育事業を起こしていつているんです。そのために人件費もかかっていま
す、さっき言ったように専門家のです。

だから、そういった形で、須恵町がやろうとしているのは色分けするためじゃなくて、要する
に皆さんが同じ土壌で頑張りたいというのであれば、そういった教育現場をつくりたいというこ
とでやっているのがこの事業です。ですから、将来どうなるか分かりませんが、私はそうい
った思いを二十数年しながら、教育長をしながらその体制を整えてきましたので、民営化とかは
考えていません。私がおる間は。

再度、担当課長たちもいるからこの場で宣言しますけども、現場に行きなさいと。現場に行っ
て保護者と話しなさいと。嫌な目にも遭うかもしれんけども、真正面から向き合わんと、そのお
子さんの未来が潰れるんです。その時点で、私、保護者の方から訴えるとまで言われたこともあ
ります。でも、その子が小学校まで行きました、公立に。でも、分かっていたいて中学校から
療育に行って高校まで行かれたんです。その子が今立派に社会人として自分のできることで頑張
っています。そういったことをやるのが、ことばの教室から派生した発達相談、そして療育だろ
うと思っています。

須恵町というのは、そういった人たちを一人でも、須恵町でよかったと言ってもらえるような
教育現場にしたいと思っていますので、これからも御協力いただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今、福祉課長のときからのお話をしていただきまして、須恵町に
おいては、子どもにとって何がベストかを常に考えながら、専門家の意見を聞いて一人一人を大
切にしているという思いも伝わってまいりました。

須恵町においては、専門家を中心に様々な療育が行われておりまして、大変評判もいいところ
ですし、皆さんからは絶対民営化をしてほしくないという意見も出ていると思います。それに対

して、町長が今はっきりと民営化はしないと仰っていただきまして、安心をいたしました。これからは須恵町の子どもたちにとって本当にベストで、一人一人が生き生きと育つような町にしていきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これで、今村桂子君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） ここで休憩に入ります。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、白水春夫男。

○議員（3番 白水 春夫） 3番、白水春夫です。通告書に従って、ひきこもりと8050問題を質問いたします。

2023年4月よりマスク着用緩和、コロナ5類へ移行などアフターコロナに突入していますが、元の生活に戻ると言いながら、依然として約4割の人が日常的に孤独を感じているそうです。特に子どもたちの学校生活はコロナ禍の間、行動制限などで窮屈な時間を過ごしたに違いありません。その保護者も何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因により、子どもに対する虐待などで子どもが不登校になる一因をつくるおそれもあります。

中学校においては、遊び・非行のような事例も含まれており、個々の児童生徒が不登校となる割合が高い状況にあります。その不登校が要因で、後にひきこもりに発展する可能性はゼロではないと思います。

それでは質問に入ります。

子どものひきこもり、特に不登校からなるひきこもりの子どもの実態と、須恵町として、このひきこもりの方の対応策はどのようにされているかお尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 御質問は2つの内容からなると理解しております。一つは、不登校からなるひきこもりの実態について、もう一つは、不登校からなるひきこもりの方への対応策について。

では、1点目の不登校からなるひきこもりの実態についてお答えいたします。

学校におきましては、平成28年に成立した教育機会確保法に基づく基本方針が翌平成29年

に策定され、その中で、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援をすること、その際、学校への登校という結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的自立を目指すとの方針が明確にされました。つまり、不登校問題に対しては、何の支援も受けられない児童生徒を生まないということが重要であります。

その点から、須恵町の児童生徒の状況を見ますと、不登校の定義に当てはまる児童生徒の全てが何らかの教育的支援、福祉的支援を受けており、ひきこもりとの関連は把握をしておりません。

次に、対応策についてですが、今、申し上げましたとおり支援を受けていない児童生徒を生まないという方針の下、こども家庭課や児童相談所等との他機関とも連携、協力しながら、対象者の社会的自立に向けて支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 先ほどの質問、よく分かりました。

相談員の先生たちやスクールソーシャルワーカーの方の支援によって、須恵町の子どもの不登校からなるひきこもりが見当たらないということで安心はしました。ただ、今後もこの不登校の児童生徒の状況などを注視されますようお願いいたします。

先ほど述べましたように、不登校と似ているものとしてはひきこもりがあります。ひきこもりの定義は、厚生労働省は、様々な要因の結果として社会的参加、就学、就労、家庭外での交流などを回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を指す現象、概念とされています。

そもそも不登校とは学校に関わる言葉ですから、学校に在籍していない人には適用されません。一方で、ひきこもりは学歴以上の年齢の人が含まれます。期間についても、不登校は30日以上学校の欠席であるのに対して、ひきこもりの条件は6か月以上といった違いがあります。

また、ひきこもりの場合は、社会参加を拒絶しているものも大きな特徴であると言えます。不登校には社会参加についての条件はなく、学校へ行っていないくても何らかの形で他者と関わりを持っていることもあります。

そして、全国でひきこもり者数は、推測で146万人いると言われています。ひきこもり自体には年齢は関係ありません。

では、次の質問に入ります。

大人、成人した人のひきこもりの実態が分かりづらい原因として、親の介護や親の世間体を気にしてひきこもりを隠していることがあり、その親の影響によって自立が妨げられていることがひきこもりになっている方もいると思います。そういう方に対して、町として支援策はありますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内 ひとみ） 私のほうからお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるように、親が起因となりひきこもりとなることもあるかと思いますが、ひきこもりの原因は様々です。ひきこもりが長期化すると、家庭内暴力や経済的困窮等の２次的な問題が発生することもあります。

御相談があった場合は、まずお話を伺い、専門の機関や福岡県粕屋町にあります自立相談支援事務所、困りごと相談室につなげることで支援を行っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（３番 白水 春夫） 理解しました。個々の家庭事情があるので難しい課題だと分かります。

内閣府が２０１９年に調査した結果、特に４０歳から６４歳でひきこもり状態にある方の数は、全国で６１万３、０００人いると推測されています。これが先ほど言った、後に８０５０問題に発展するおそれがあります。近年、社会問題視されている課題です。

８０５０問題は皆さん御存じかと思いますが、８０代の親が５０代の子どもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担をも請け負うという社会問題です。

大人のひきこもりは様々な要因でなる方もいますが、特に仕事を始めて人間関係などで退職して失敗体験があるため、次の仕事に就けずにそのままひきこもりになるパターンが一番多いという結果が出ています。

では、次の質問に入ります。

国の事業によってひきこもり支援推進事業が行われていて、現在、全国でひきこもり支援センターが設置され、必要な支援を受けられるようになっていますが、町としてこのような事業を活用されていらっしゃいますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内 ひとみ） 先ほどの回答と重複しますが、相談を受けた場合には、専門的な知識を持った方の力添えが必要だと考えております。そのため、専門的な知識を持った職員が配置されている専門機関である福岡県ひきこもり地域支援センターにつなげるようしております。

また、令和５年度には、福岡県ひきこもり地域支援センターが実施しておりますひきこもり相談会を庁舎内で実施し、支援の窓口を拡充しております。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（３番 白水 春夫） そういう方々は引き続き支援をお願いしたいと思います。

では、最後の質問になりますが、少子化、高齢化や人口減少など、社会環境が変化する中で価

価値観の多様化などが進み、人と人とのつながりや地域に対する関心が薄れていると感じます。須恵町も、今年3月に作成された総合的な計画である須恵町高齢者保健福祉計画の中に、高齢者の保健福祉の充実と地域共生社会の実現を目指すため、須恵町障がい児福祉計画と一体的に策定するものであり、2つの計画を須恵町福祉計画として位置づけ、総合的に取組を推進していきます。

また、計画策定の背景に、高齢化の進行と併せて核家族化の進行、高齢単身者の増加、働き方・生活様式の変化等により、これまでなかった課題を抱える世帯も増えつつありますと記載されています。

国も、令和2年6月に改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けて包括的な支援体制の構築を推進するために、重層的支援体制整備事業が創設されています。町としても、相談支援や地域づくり事業などが連携しながら実施されていると思いますが、この事業に関して、町の全体像を聞かせてください。

○議長（松山 力弥） 安河内福祉課長。

○福祉課長（安河内 ひとみ） まず、重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、子ども、障害、高齢、生活困窮等といった分野別の相談支援体制では対応し切れないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築するため相談支援事業、参加支援事業、地域づくり支援事業を一体的に実施するものでございます。

相談支援事業につきましては、先ほどの回答でも述べておりますように、相談内容に応じて必要な専門機関につなげることに加え、相談の複雑化・複合化に対応するために、関係各課と連携した支援に努めてまいります。

参加支援事業につきましては、今後も困りごと相談室や福岡県ひきこもり地域支援センターと連携し、様々な福祉サービスや医療機関、地域の交流の場等の地域の社会資源につなげてまいります。

地域づくり支援事業としては、高齢者対応として、町主導のわくわくデイサロン、行政区が行っている行政区ミニデイサービス等を開催しております。また、悩みを抱える方などが気軽に話せる場として、共生のまちづくり推進協議会主導で毎月1回、傾聴カフェを開催しておりますので、より多くの皆様に活用していただきたいと思いますと考えております。

町では地域福祉計画を、社会福祉協議会においては地域福祉活動計画をそれぞれ策定し、「ともに思い ともに創り ともに生きる 福祉のまちづくり」を基本理念として連携し、地域福祉の推進に取り組んでいるところでございます。

全ての方々が住み慣れた須恵町で末長く安心して、自分らしい生活を続けていくことができる

よう、行政と地域関係団体等との連携を図ってまいりますので、今後も皆様方の御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（３番 白水 春夫） 貴重な答弁いただきありがとうございますありがとうございました。

ひきこもりと８０５０問題は関係性があり、２０１７年に４０歳以上でひきこもっている方の人数が把握されるようになったきっかけで、高齢者の親がその子どもを面倒見るため、困窮した生活を送っていることも分かりました。

私の友人も、大学卒業して何不自由なく生活していましたが、就職した先で人間関係で退職。そのままひきこもりになり、まさに８０歳の親が５０歳の本人を見守っている状態でした。私も何回も訪ねましたが、本人も聞く耳持たず、挙げ句の果てには精神的におかしくなり、精神病院に入り音信不通になりました。最初のひきこもりの時点で何かしらサポートできればと考えてしまいました。

いつ、誰が、このようなことが起きるかは分かりません。少子高齢化社会だからこそ、必要な包括的な支援をさらに押し続けていただくことを期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、白水春夫君の一般質問を終結いたします。

○議長（松山 力弥） 続きまして、１３番、田ノ上真君。

○議員（１３番 田ノ上 真） おはようございます。１３番、田ノ上でございます。通告に従いまして質問いたします。

須恵町国際交流協会が活動を停止し解散状態になっています。残された役員の中から再設立準備委員会を結成しまして、不肖私が委員長でございます。３月末の活動停止以来、議論を重ねてまいりましたところ、先日、その素案がまとまり提言書として提出いたしました。しかし、書面の提出にとどまらず、議会の場で町長のお考えを伺いたく一般質問をさせていただきます。

質問に当たり、まず、その提言書の主張部分をそのまま引用させていただきます。

須恵町国際交流協会、Azalea International Exchange Society、通称AIESと呼んでおりますが、平成２０年の設立以来１６年の長きにわたり、須恵町民と外国人との交流活動を推進してまいりました。町民の意思と行動で続けてきた協会の活動でしたが、コロナ禍の影響による活動停滞や会員の高齢化等により事業の目的を果たすことが困難となり、令和６年３月末をもって、残念ながら活動停止に至りました。

しかしながら、日本社会の国際化の流れは進行しています。コロナ明けのインバウンドの回復、

外国人労働者の入国も再開されました。国内の労働力減少を補う外国人労働者の増加は、それを受け止める日本社会にも準備の必要性を感じさせます。社会を維持するためには、外国人の力が不可欠の時代になったと言えます。

既に雇用の面では、育成就労制度が導入される法改正が行われ、近年中にも施行されます。翻って、日本人の出生率は低下の一方で、人口減により社会の活力が奪われていくことは避けなければなりません。

須恵町においては、今のところ人口減ではありませんが、外国人の住民も増加の一途です。地域の生活圏において外国人と触れ合う機会も多くなりました。外国人も地域社会の一員として交流を深め合うことが大切です。

前協会は、町民、なかんずく子どもたちの目を世界に開き国際人として活躍できる一助となるよう活動してきました。それを発展させ、新生須恵町国際交流協会は、須恵町の自然、歴史、文化、産業、教育、地域の特性を生かした幅広い国際交流、国際理解活動及び外国人住民等の支援を推進します。

そして、町民の国際相互理解を深め、多文化共生社会の実現、国際社会に対応した開かれた魅力あるまちづくりに寄与することを目指し、町民、各種団体、企業、行政が一体となって事業を展開してまいります。

本年4月22日、須恵町はインドネシア国ガルト県と人材交流に関する協力覚書を締結しました。就労支援と文化交流を目的としたものですが、深刻化する企業や医療機関の人材不足に対応するものとして期待されます。

今後も諸外国とこのような協定を結ぶことが増加することと考えられます。そのとき、相手方に対し須恵町国際交流協会の外国人支援事業が力強い存在として映り、背中を押す働きを果たせるよう願ってやみません。

須恵町は地方創生の独自の中小企業支援事業として、株式会社S U E N O B A、S U E N O B A事業協同組合を設立し、経営に寄与してきました。大変ユニークな事業ですが、ここにS U E N O B Aというビジネス支援の事業に加え、須恵町国際交流協会の活動により、地域の参画もい tantu とより重層的な支援が可能となります。

少し説明を入れます。ここでの支援という文言は、外国人支援と企業支援の双方の意味を持たせています。

戻りますが、須恵町に縁した外国人に須恵町への愛着を抱いてもらい、地域に新たな風を起こすことができれば、新たな活力につながることを確信しますと、このような思いを記述いたしました。

この提言書の主張部分に続けて、組織と活動に関して少々具体的な提案を記述していますが、

そこから1点だけ申し上げたいと思います。それは組織に関してのものです。

今まで活動してきた前協会が活動停止に至った経緯は既に申し上げましたが、より本質的な部分でいうと、組織が脆弱であったからと言えます。新生須恵町国際交流協会は盤石な体制を期し、オール須恵町で取り組まなければ成り立たないと思えてなりません。

その素案も記述いたしました。そして、会長を託すべき人物は平松町長をおいてほかにはいないというのが、須恵町国際交流協会再設立準備委員会の総意でございます。町長御自身、須恵町の今後のまちづくりの中で、国際交流協会は必要とお考えいただいているのではと思います。しかし、再設立に際しては旧来のスタイルでの協会の活動を超えて新しく展開しなければ、まちづくりに効果があるとは思えません。町長のお立場で幅広く、また、深掘りして新生須恵町国際交流協会についてお考えを伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。船井ふるさと応援課長。

○ふるさと応援課長（船井 弘喜） それでは、新生須恵町国際交流協会について回答させていただきます。

須恵町国際交流協会設立当時の平成20年度につきましては、まだ技能実習制度が創設する前でございまして、今ほど外国人の数が多い状況ではありません。その後、平成24年頃から、深刻化する人手不足に対し外国人労働者への依存が強まり、全国的にも在留外国人が今増加している状況でございます。

須恵町における在留外国人の状況としましては、令和6年7月末現在で、須恵町の人口2万9,226人のうち4,050人、人口の1.36%となっております。内訳としまして、国籍ではベトナムが3割、中国が2割、韓国、インドネシア、フィリピンが1割となっております。

須恵町の人口の外国人の増加なんですけど、5年前から人口自体は約5,000人増加しておりますけども、そのうち1,240人が外国人ということで、約4人に1人の割合で外国人が増えている状況でございます。

在留資格としては、半数近くが技能実習と特定技能、いわゆる外国人労働者が占めておりまして、そのほとんどが地域の交流がないような状況でございます。

今後ますます在留外国人の増加が考えられる中、須恵町に住む在留外国人が須恵町に来てよかった、須恵町で働いてよかったと思える行政サービスを実施していくことも必要不可欠となっております。このことは、地域に暮らす住民との良好な関係性の構築、また町内企業の持続的な発展にもつながり、多文化共生社会の実現が図られると考えております。

議員御質問のとおり、再設立に向けて提言をいただいておりますが、この多文化共生社会の実現において、現在、町として外国人相談窓口の開設や日本語教室などの実施のほうを事業展開しておりますが、行政サービスだけでは行き届かない点がございます。そのため、国際交流協会の

重要性も感じております。そこに企業、地域、学校などの組織、そしてボランティアによる関わりも重要だと認識しております。

このように、国際交流協会の再設立は、いろいろな問題に対する多方面からのアプローチが必要となるような取組でなければならないと考えておりますので、それに向けた検討が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今、担当課長のほうから現在の状況を報告したんですけれども、国際交流協会、ちょうど私が教育長になったときに、前任の教育長さんのほうから国際交流協会をつくりたいんだと、その趣旨というのが、英語圏に対してお子さん方を、翼をくださいという事業を起こして、英語圏で活躍できるきっかけになる事業をやりたいんだということが、国際交流協会の一番最初の発端だったんです。

その後、それまで須恵町にはありませんでしたから、じゃあ国際交流協会をつくってくださいと、補助金出しますよという形の中で、国際交流協会ですから、年に3回イベントをやっていたいて、バーベキューとかいろんなことやっていただいて、クリスマスパーティーとかをやっていただいたんですけれども、そのときも須恵町の在留している就労の人たちを呼ぶというよりも、よその人たちにお願いして来てもらって、会員さんとの交流を図るというようなのがずっと続いていたということです。

歴代の会長さんが退任なさっていく中で、今回、昨年から国際交流協会のかじ取りがいなくなったと、趣旨とちょっと外れてきょうよなということでやめたいということでおっしゃって、私のところに來られたんですけれども、世の中の流れからいうと、この日本というのは、外国人を無視してこの国というのはやっていけません。

須恵町自体も、現に、先ほどおっしゃった株式会社SUENOBA、あるいはSUENOBA事業協同組合で特定技能とかを入れていますけれども、それ以外の企業の方々はもっとたくさん入っていていらっしゃるんです。そういった中で、国際交流協会が果たす役割というのが、当時の協会とこれからの協会というのは役割が変わってくるだろうなど。

その中で、あくまでもこの須恵町という自治体の中で働いていただける、いろんな他国籍の外国人の人たちが須恵町に来てよかったと思われる付加価値をつけ、その上で、彼らの健康状態とか生活状態とかそういったことも支援していく、そのことがこれから物すごく大事になっていくと思います。

先ほど、インドネシアガルト県との包括協定のことをおっしゃいましたが、コロナ前にベトナムのチャーヴィン省のほうと包括協定も結んでいます。それはコロナが明けた段階で、今現

在、本当に糟屋地区、福岡県も含めて日本全国で、要するに出ているのが、就労人口が減少していると。特にブルーカラーの部分です。全くいないという状況の中でこういった状況になっている。

その中で国際交流協会をやめるとおっしゃっても、これからつくらないかんのです。ただ、今の組織の状態は、田ノ上副議長よく御存じのとおり、我々が求める国際交流協会というのはなかなか難しいかなと。その補完的なサポート役としてお願いする部分があるかと思いますけども、先ほど田ノ上議員のお話を聞いていると、私の思いとよく似ている部分があって、そこまで分かっているらしい田ノ上議員が再設立準備委員会でやっぱり丸投げして行政でやれと、町長、お前が会長でやれというのはいかかなものかなと、ちょっと無責任過ぎるかなと思っております。

でも、行政として、私はこの国際交流協会というのは残すべきだと思っています。やり方というのは、今の国際交流協会の主たるメンバーの人たちに負荷をかけるつもりはありません。あくまでも行政として、これからどんどん増えていきます。須恵町が勧誘したと言ったらおかしいですけども、来た外国人だけでなく、企業の人たちが連れて来られた外国人も含めて、わざわざ須恵町の企業を選んできているんですから、須恵町にこれから特定技能というのは5年間いるわけです。何で須恵町だったのかと、よかったなと思われるような交流というか、サポートをしていく。そして、彼らが自国に帰ったときに日本はいいと、須恵町はいいねと。その輪がどんどん広がることによって、須恵町の安定した労働力も含めて、文化交流も含めてやっていくべきだろうと思っています。

ですから、今現在、担当部署というのは就労の関係からいうと地域振興課とか、それ以外の特別部門ではふるさと応援課とか、まちづくり全体でいうとまちづくり課があるわけです。この問題というのは、町全体の課長会のほうで課長会の皆さんにお諮りしながら、こういった形で進めれば、今後増えていくであろう外国人の人たちをサポートできるのか、そのサポートした外国人の方々と、どうやればこの須恵町の町民の人たちが仲よく、お前らよかったね、来てよかったねと、こっちに来いとか、そういった交流になっていく中で、須恵町にいらっしゃる間安心して住める、須恵町民の皆さんも彼らと知り合ってよかったなと、今度行ってみようかなとか。その向こうに、先にやってしまいましたが、ガルト県とかとは政治的にももうつながりましたので、そういった交流の中にもう一度落とし込んでいくことによって、須恵町のよさというのがアピールできると思っていますので、しっかりやりますけど、丸投げはやめてください。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 大変貴重な御答弁でありがたく思っております。もう全て分かっておいででございますので、もう他言要しないと、そういう気持ちでいっぱいでございます。

私は明るい未来を描いております。どうか須恵町の事業が、町長のお考えを含めていいものになっていくように願ってやみません。

これで私の質問を終わらせていただきます。お疲れさまでした。

○議長（松山 力弥） これにて、田ノ上真君の一般質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後１時より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合をお願いします。

次の本会議は、９月２０日、午前１０時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時46分散会
